

第一百十二回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第一号

本国会召集日(昭和六十二年十二月二十八日)(月曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 竹中 修一君

理事 近岡理一郎君 理事 月原 茂皓君

理事 戸塚 進也君 理事 前田 武志君

理事 宮下 創平君 理事 竹内 勝彦君

理事 和田 一仁君

有馬 元治君 石川 要三君

内海 英男君 江藤 隆美君

大村 襄治君 河野 洋平君

河本 敏夫君 宮里 松正君

武藤 嘉文君 村井 仁君

森下 元晴君 谷津 義男君

五十嵐広三君 大出 俊君

角屋堅次郎君 田口 健二君

広瀬 秀吉君 井上 和久君

鈴切 康雄君 川端 達夫君

浦井 洋君 柴田 睦夫君

昭和六十三年三月八日(火曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

恩給等に関する小委員

内海 英男君 大村 襄治君

河本 敏夫君 近岡理一郎君

月原 茂皓君 宮里 松正君

宮下 創平君 大出 俊君

角屋堅次郎君 鈴切 康雄君

川端 達夫君 浦井 洋君

恩給等に関する小委員長

在外公館に関する小委員

有馬 元治君 江藤 隆美君

河野 洋平君 戸塚 進也君

村井 仁君 森下 元晴君

谷津 義男君 角屋堅次郎君

田口 健二君 井上 和久君  
和田 一仁君 柴田 睦夫君  
戸塚 進也君 戸塚 進也君

石川 要三君 月原 茂皓君

戸塚 進也君 前田 武志君

宮里 松正君 武藤 嘉文君

谷津 義男君 五十嵐広三君

広瀬 秀吉君 竹内 勝彦君

和田 一仁君 柴田 睦夫君

地域改善対策に関する小委員長 月原 茂皓君

昭和六十三年三月八日(火曜日) 午後五時五分開議

出席委員

委員長代理理事 戸塚 進也君

理事 近岡理一郎君 理事 月原 茂皓君

理事 前田 武志君 理事 宮下 創平君

理事 田口 健二君 理事 竹内 勝彦君

理事 和田 一仁君

有馬 元治君 石川 要三君

大村 襄治君 村井 仁君

角屋堅次郎君 広瀬 秀吉君

井上 和久君 鈴切 康雄君

川端 達夫君 浦井 洋君

柴田 睦夫君 洋君

出席國務大臣 農林水産大臣 佐藤 隆君

出席政府委員

農林水産大臣官房 長 古橋源六郎君

農林水産大臣官房 房長 浜口 義曠君

農林水産省経済 局長 眞木 秀郎君

委員外の出席者

内閣委員会調査 室長 大澤 利貞君

委員の異動

二月二日

宮里 松正君

井上 和久君

同日

愛野興一郎君

大久保直彦君

同日

井上 和久君

同日

補欠選任

宮里 松正君

井上 和久君

同日

補欠選任

愛野興一郎君

大久保直彦君

同日

井上 和久君

同日

補欠選任

大久保直彦君

同日

井上 和久君

同日

補欠選任

宮里 松正君

五十嵐広三君

大久保直彦君

同日

補欠選任

林 義郎君

細谷 治嘉君

同日

宮里 松正君

井上 和久君

同日

補欠選任

愛野興一郎君

大久保直彦君

同日

井上 和久君

同日

補欠選任

宮里 松正君

村井 仁君

谷津 義男君

井上 和久君

同日

補欠選任

林 義郎君

細田 吉藏君

村田敬次郎君

大久保直彦君

同日

井上 和久君

同日

補欠選任

大久保直彦君

同日

井上 和久君

同日

補欠選任

宮里 松正君

井上 和久君

同日

補欠選任

大久保直彦君

同日

補欠選任

同日

宮里 松正君

五十嵐広三君

同日

補欠選任

愛野興一郎君

大久保直彦君

同日

宮里 松正君

井上 和久君

同日

補欠選任

林 義郎君

細田 吉藏君

村田敬次郎君

大久保直彦君

同日

補欠選任

宮里 松正君

村井 仁君

谷津 義男君

井上 和久君

同日

補欠選任

大久保直彦君

同日

井上 和久君

同日

補欠選任

大久保直彦君

同日

補欠選任

井上 和久君

同日

補欠選任

大久保直彦君

同日

辞任 井上 和久君 補欠選任 大久保直彦君

同日 大久保直彦君 補欠選任 井上 和久君

三月一日 井上 和久君 補欠選任 大久保直彦君

同日 柴田 睦夫君 補欠選任 不破 哲三君

同日 大久保直彦君 補欠選任 井上 和久君

同日 浦井 洋君 補欠選任 柴田 睦夫君

同日 宮里 松正君 補欠選任 橋本龍太郎君

同日 村井 仁君 補欠選任 浜田 幸一君

同日 谷津 義男君 補欠選任 林 義郎君

同日 井上 和久君 補欠選任 坂口 力君

同日 不破 哲三君 補欠選任 浦井 洋君

同日 橋本龍太郎君 補欠選任 宮里 松正君

同日 浜田 幸一君 補欠選任 村井 仁君

同日 林 義郎君 補欠選任 谷津 義男君

同日 坂口 力君 補欠選任 井上 和久君

同日 井上 和久君 補欠選任 大久保直彦君

同日 理事上原康助君昭和六十二年十二月十六日委員

辞任につき、その補欠として田口健二君が理事

に当選した。

一月二十九日 農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

九号) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号) 同月十二日 特定弔慰金等の支給の実施に関する法律案(内閣提出第二六号) 平和祈念事業特別基金等に関する法律案(内閣提出第二七号) 同日 スパイ防止法制定に関する請願(平沼赳夫君紹介(第四一号)) 国家機密法制定反対に関する請願(安藤巖君紹介(第九〇号)) 同(石井郁子君紹介(第九一号)) 同(若佐恵美君紹介(第九二号)) 同(浦井洋君紹介(第九三号)) 同(岡崎万寿秀君紹介(第九四号)) 同(金子満広君紹介(第九五号)) 同(経塚幸夫君紹介(第九六号)) 同(工藤晃君紹介(第九七号)) 同(児玉健次君紹介(第九八号)) 同(佐藤祐弘君紹介(第九九号)) 同(柴田睦夫君紹介(第一〇〇号)) 同(瀬長亀次郎君紹介(第一〇一号)) 同(田中美智子君紹介(第一〇二号)) 同(辻第一君紹介(第一〇三号)) 同(寺前巖君紹介(第一〇四号)) 同(中島武敏君紹介(第一〇六号)) 同(野間友一君紹介(第一〇七号)) 同(東中光雄君紹介(第一〇八号)) 同(不破哲三君紹介(第一〇九号)) 同(藤田スミ君紹介(第一一〇号)) 同(藤原ひろ子君紹介(第一一一号)) 同(正森成二君紹介(第一一二号)) 同(松本善明君紹介(第一一三号)) 同(村上弘君紹介(第一一四号)) 同(矢島恒夫君紹介(第一一五号)) 同(山原健二郎君紹介(第一一六号))

国家秘密法の制定反対に関する請願(中路雅弘君紹介(第一〇五号)) 同月十七日 自衛隊岐阜基地の拡充整備によるコミュニーター空港の設置に関する請願(伏屋修治君紹介(第一一五五号)) 旧軍人の恩給資格者に対する特別法制定に関する請願(近江巳記夫君紹介(第一五六号)) 国家機密法制定反対に関する請願(中路雅弘君紹介(第一五七号)) 国家秘密法の制定反対に関する請願(伊藤茂君紹介(第二〇七号)) 同(若垂寿喜男君紹介(第二〇八号)) 同(大出俊君紹介(第二〇九号)) 同月二十二日 国家機密法制定反対に関する請願(野間友一君紹介(第三七二号)) 同(山原健二郎君紹介(第三七三号)) 国家秘密法の制定反対に関する請願(加藤万吉君紹介(第三七四号)) 三月三日 国家秘密法の制定反対に関する請願(市川雄一君紹介(第五二八号)) 同(河村勝君紹介(第五六九号)) 旧日本海軍の債務未払いに関する請願(長田武士君紹介(第五四一号)) 国家機密法制定反対に関する請願(寺前巖君紹介(第五五四号)) は本委員会に付託された。

委員長の所用のため、指名によりまして、私が委員長の職務を行います。 理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。 理事上原康助君の委員辞任に伴い、現在理事が一名欠員となっております。この補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり) ○戸塚委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、理事に田口健二君を指名いたします。 ○戸塚委員長代理 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。 国政に関する調査を行うため、本会期中行政機構並びにその運営に関する事項 恩給及び法制一般に関する事項 公務員の制度及び給与に関する事項 栄典に関する事項 以上の各事項について、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対して承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。 (「異議なし」と呼ぶ者あり) ○戸塚委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。(異) ○戸塚委員長代理 次に、小委員会設置の件についてお諮りいたします。 恩給等調査のため小委員十二名からなる恩給等に関する小委員会 在外公館にかかわる諸問題を調査するため小委員十二名からなる在外公館に関する小委員会 及び 地域改善対策調査のため小委員十二名からなる地域改善対策に関する小委員会 を、それぞれ設置したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○戸塚委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

なお、小委員及び小委員長の選任につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○戸塚委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

小委員及び小委員長は、追つて指名の上、公報をもつてお知らせいたします。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可及び補欠選任につきましては、あらかじめ委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○戸塚委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○戸塚委員長代理 次に、内閣提出、農林水産省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を求めます。佐藤農林水産大臣。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案  
〔本号末尾に掲載〕

○佐藤農務大臣 ただいま議題となりました農林水産省設置法の一部を改正する法律案の提案の理由と改正の内容を御説明申し上げます。

我が国農林水産業は、国際化、高齢化、技術の高度化等最近の経済社会情勢の変化の中で、食料の安定供給を初め活力ある地域社会の維持、国土・自然環境の保全等我が国経済社会の発展と国民生活の安定に重要な役割を果たしてきております。

このような農林水産業につきまして、近年、国

際収支の不均衡等国際経済構造の変化を背景として、その国際環境に一段と厳しさが加わつております。

特に農業におきましては、世界的な農産物の過剰生産等による輸出競争の激化、農業への財政負担の増大等が各国の経済運営上大きな問題となつており、これに伴い、二国間の協議の内容が農産物の関税率の引き下げ、輸入枠の拡大等を求めるものから輸入制度そのものにかかわるものへと発展するとともに、ガット等の多国間の協議の場において農産物貿易問題の一環として、各国の農業政策のあり方が重要な課題として取り上げられるに至つております。

このように、農業を初め農林水産業をめぐる国際問題は、我が国の国内農林水産業政策全般にかかわるものへと拡大し、質的にも大きく変化しており、まさに農林水産省全体として取り組むことを要する問題となつております。

農林水産省におきましては、従来、国際問題に関する事務につきましては経済局長が総括してきたところでありましたが、このような情勢に適切に対処するためには、全省的立場から各局庁間の政策調整を行うとともに、閣僚代理または次官クラスの高級レベルでの対外交渉を担当する職が必要不可欠であります。

このため、農林水産省の所管行政に属する重要な政策の企画立案及び実施に関する事務を総括整理する農林水産審議官を設置することとし、この法律案を提出した次第であります。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○戸塚委員長代理 これにて趣旨の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時九分散会

農林水産省設置法の一部を改正する法律案  
農林水産省設置法の一部を改正する法律案  
農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 審議会等(第六条)」を「第一節 特別な職(第五條の二) 審議会等(第六條)」に改める。

第二章第一節を同章第一節の二とし、同章中同節の前に次の一節を加える。

第一節 特別な職  
(農林水産審議官)

第五條の二 農林水産省に農林水産審議官一人を置く。

2 農林水産審議官は、命を受けて、農林水産省の所管行政に属する重要な政策の企画立案及び実施に関する事務を総括整理する。

附則

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

理由

最近における我が国農林水産業及びこれをめぐる国際的な諸情勢の推移等にかんがみ、農林水産行政の強力な推進を図るため、農林水産省にその所掌事務の一部を総括整理する農林水産審議官を置く必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十三年三月十二日印刷

昭和六十三年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局